

白浜町宿泊税条例（骨子案）について

1 趣旨

全国有数の国際観光立町「白浜」を目指し、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるとともに、住民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、「白浜町宿泊税条例」を制定する。

2 制定内容

条項	規定概要
第1条 課税の目的	全国有数の国際観光立町「白浜」を目指し、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるとともに、住民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を課する
第2条 定義	「旅館業」「住宅宿泊事業」「宿泊施設」「宿泊」「宿泊料金」の各用語を定義
第3条 納税義務者等	宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課する
第4条 課税免除	(1) 年齢12歳未満の者 (2) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）における修学旅行その他教育上の見地から行われる行事に参加している者 (3) 地震等の災害が発生した場合において、宿泊施設を利用する被災者 (4) 公益上、その他の事由により規則で定めるもの

<p>第5条 税率</p>	<p>宿泊者1人1泊につき、次の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする</p> <table border="1" data-bbox="696 253 1883 472"> <tr> <td>宿泊料金が10,000円未満である場合</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料金が10,000円以上20,000円未満である場合</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料金が20,000円以上50,000円未満である場合</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料金が50,000円以上である場合</td> <td>1,000円</td> </tr> </table>	宿泊料金が10,000円未満である場合	200円	宿泊料金が10,000円以上20,000円未満である場合	300円	宿泊料金が20,000円以上50,000円未満である場合	500円	宿泊料金が50,000円以上である場合	1,000円
宿泊料金が10,000円未満である場合	200円								
宿泊料金が10,000円以上20,000円未満である場合	300円								
宿泊料金が20,000円以上50,000円未満である場合	500円								
宿泊料金が50,000円以上である場合	1,000円								
<p>第6条 徴収の方法</p>	<p>特別徴収の方法による</p>								
<p>第7条 特別徴収義務者</p>	<p>旅館業等の経営者又は宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者</p>								
<p>第8条 特別徴収義務者の申告等</p>	<p>(1) 旅館業等の経営を開始しようとする者の申告 (2) 異動の申告 (3) 営業の休止、再開、廃止の届出</p>								
<p>第9条 納税管理人</p>	<p>特別徴収義務者が町内に住所等を有しない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定め、町長に申告し、承認を受けなければならない</p>								
<p>第10条 申告納入</p>	<p>毎月末日までに、前月の1日から末日までの分の納入申告書を提出し、納入金を納入しなければならない (一定要件を満たす場合は3か月ごとの申告納入が可能)</p>								

<p>第 11 条 不足金額等の納入</p>	<p>地方税法第 7 3 3 条の 1 6、第 7 3 3 条の 1 8 又は第 7 3 3 条の 1 9 の規定に基づく納入の告知を受けた場合の納入期限及び納入方法</p>
<p>第 12 条 徴収不能額等の還付又は 納入義務の免除</p>	<p>(1) 宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合について正当な理由がある場合 (2) 徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由がある場合</p>
<p>第 13 条 特別徴収義務者の帳簿の 記載義務等</p>	<p>宿泊施設ごとに帳簿を備え付け、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して 3 か月を経過した日から 5 年間保存する ◇帳簿の記載事項：宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額など</p>
<p>第 14 条 帳簿及び書類の電磁的記 録による保存等</p>	<p>備付け及び保存をしなければならない関係帳簿や関係書類について、電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿等の備付け及び保存に代えることができる</p>
<p>第 15 条 帳簿及び書類の電子計算 機出力マイクロフィルムに よる保存等</p>	<p>電子計算機を使用して作成する関係帳簿や関係書類について、当該関係帳簿等に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる</p>
<p>第 16 条 町税に関する法令の規定 の適用</p>	<p>規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する町税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす</p>

第 17 条 間接地方税及び夜間執行 の制限を受けない地方税	宿泊税は条例で指定する法定外目的税とする
第 18 条 賦課徴収	白浜町宿泊税条例に定めるもののほか、地方税法、地方税法施行令、白浜町税条例の定めによる
第 19 条 委任	白浜町宿泊税条例に定めるもののほか、施行に必要な事項は規則で定める
第 20 条 帳簿の記載義務違反等に 関する罪	1 年以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金
第 21 条 納税管理人に係る不申告 に関する過料	1 0 万円以下の過料
附則第 1 項 (施行期日)	規則で定める日 ※附則第 3 項及び第 4 項の規定は公布の日
附則第 2 項 (適用区分)	施行日以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く）
附則第 3 項 (準備行為)	施行日前においても行うことができる行為 ・ 第 7 条第 2 項の規定による特別徴収義務者の指定 ・ 第 9 条第 1 項の規定による納税管理人の承認 ・ 宿泊税を徴収するために必要な行為

附則第4項 (準備行為)	公布の日において旅館業等を経営している者又は同日から施行日までの間において旅館業等を経営しようとする者は施行日の前日までに第8条に規定する申告書を提出しなければならない
附則第5項 (検討)	施行後3年を経過した場合において、宿泊税に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。その後においても5年ごとに同様の検討を行う

3 施行期日

この条例は、総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。